附則第十二条の三第二項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「同年十月一日」を「令和元年十月一日」に、「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に、「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に、「平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」に、「令和三年度分」を「令和二年度分」に改め、同項第四号及び第五号中「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同条第三項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「同年十月一日」を「令和元年十月一日」に、「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に、「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に、「平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」に、「平成三十三年度分」を「令和三年度分」に改め、同項各号中「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改める。

附則第十二条の四第四項及び第五項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「同年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に、「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改める。

附則第十四条第一項中「平成三十七年度」を「令和七年度」に改め、同条第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第十五条第一項中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成二十八年法律第三十六号）の施行の日から平成三十二年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から令和四年三月三十一日まで」に改め、同項第三号中「除く」の下に「。以下この号において同じ」を加え、「五分の三」を「三分の二（総務省令で定める小規模な総合効率化事業者が取得したものにあつては、五分の三）」に改め、同条第二項中「平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から令和四年三月三十一日まで」に、「第三百四十九条の三第三項若しくは第四項」を「第三百四十九条の三第二項若しくは第三項」に改め、同項第一号中「もの」の下に「（電気供給業を行う法人が電気供給業の用に供するものを除く。）」を加え、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項中「平成三十一年度」を「令和三年度」に、「第三百四十九条の三第八項又は第九項」を「第三百四十九条の三第七項又は第八項」に改め、同条第四項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第五項中「又は第三百四十九条の三第一項」を削り、「平成三十一年度」を「令和三年度」に改め、「（同項に規定する償却資産にあつては、当該額に同項に定める率を乗じて得た額）」を削り、同条第六項中「大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第四号に規定する地震防災対策強化地域」を「南海トラフ地震防災対策推進地域又は」に改め、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」の下に「又は首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第八十八号）第三条第一項に規定する首都直下地震緊急対策区域」を加え、「平成二十六年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から令和五年三月三十一日まで」に改め、同条第七項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同条第八項及び第十一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第十二項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「第三百四十九条の三第五項」を「第三百四十九条の三第四項」に改め、同条第十三項中「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「第三百四十九条の三第二項、第十五項又は第二十五項」を「第三百四十九条の三第一項、第十四項又は第二十四項」に改め、同条第十四項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に、「第二十五項」を「第二十二項」に改め、同条第十五項及び第十六項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第十七項中「（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第三十六号）の施行の日から平成三十二年三月三十一日まで」を「以下この項において「総合効率化事業者」という。）が令和二年四月一日から令和四年三月三十一日まで」に、「五分の三」を「三分の二（総務省令で定める小規模な総合効率化事業者が当該車両を取得して、又は取得した後に当該車両を他の者に譲渡し、当該者から当該車両を賃借して、これを事業の用に供する場合には、当該車両に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の三）」に改め、同条第十八項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第十九項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第二十項及び第二十一項を削り、同条第二十二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十三項を同条第二十一項とし、同条第二十四項を削り、同条第二十五項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十六項中「同法の施行の日から平成三十二年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から令和四年三月三十一日まで」に、「三分の二」を「三分の二（当該設備のうち総務省令で定めるものにあつては、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一）」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十七項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十八項中「（同法附則第二十六項（同法附則第三十一項の規定により適用される場合を含む。）の規定により同条第十二項に規定する港湾運営会社とみなされる同法附則第二十項に規定する特例港湾運営会社を含む。）」を削り、「港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から平成三十三年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十九項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第三十項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第三十一項を同条第二十八項とし、同条第三十二項中「平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から令和四年三月三十一日まで」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十三項中「平成三十年四月一日から令和四年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から令和四年三月三十一日まで」に改め、同項第一号ハを削り、同号ニを同号ハとし、同号ホを同号ニとし、同項第二号に次のように加える。

ハ　水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定発電設備であるものに限る。次号イにおいて「特定水力発電設備」という。）で総務省令で定める規模以上のもの

附則第十五条第三十三項第三号イ中「第一号ハ」を「前号ハ」に改め、同号ロ中「第一号ニ」を「第一号ハ」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十四項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十五項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十六項中「（第三百四十九条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。）」を削り、同項を同条第三十三項とし、同条第四十三項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第四十四項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第四十五項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第四十六項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第四十七項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に、「第三百四十三条第十項」を「第三百四十三条第九項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第四十八項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に、「第百九条の二第三項」を「第百九条の四第三項」に、「第百九条の二第一項」を「第百九条の四第一項」に、「第八十一条第八項」を「第八十一条第十項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十九項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第五十項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十四項とする。